（３）重要消費者紛争の類型別

類　型	件数
１．第１号類型（多数性）	133(97.0%)
２．第２号類型（重大性）	7(5.1%)
（１）　生命・身体	(5)
（２）　財産	(2)
３．第３号類型（複雑性等）	1(0.7%)
	137(100.0%)

(注) 取下げ、却下、補正中等を除く。マルチカウント。

（４）申請に至る経緯別

申請経緯	件数
１．消費者等が直接申請	50(36.5%)
２．消費生活センター等の相談経由	87(63.5%)
合　　計	137(100.0%)

（５）仲介委員数別

仲介委員数	件数
１．単独	9(6.6%)
２．合議体（２人）	76(55.5%)
３．合議体（３人）	49(35.8%)
４．その他 (注)	3(2.2%)
合　　計	137(100.0%)

(注) 仲介委員指名前の取下げ等。

ＡＤＲの結果概要の公表制度について

１．趣旨

ADR は柔軟な解決を図るため、手続非公開が原則であるが、紛争解決委員会で扱う重要消費者紛争の背後には、多数の同種紛争が存在しており、当該紛争の解決を図り、その結果の概要を公表することは、それを契機とした他の同種紛争の解決にもつながる指針を提示することとなると考えられる。

このため、国民生活の安定と向上を図るために委員会が必要と認める場合には、紛争の結果概要を公表できる仕組みが設けられている。

２．参照条文等

① 独立行政法人国民生活センター法（平成 20 年 5 月 2 日 改正）

（結果の概要の公表）

第 36 条 委員会は、和解仲介手続又は仲裁の手続が終了した場合において、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認めるときは、それらの結果の概要を公表することができる。

② 独立行政法人国民生活センター法施行規則（平成 20 年 8 月 4 日 内閣府令第 49 号）

（結果の概要の公表）

第 32 条 委員会は、法第 36 条の規定による公表を行う場合は、あらかじめ当事者の意見を聴かなければならない。

③ 独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会業務規程（平成 21 年 4 月 1 日 決定）

（公表）

第 52 条 仲介委員又は仲裁委員は、和解仲介手続又は仲裁の手続が終了した場合は、その結　　果の概要の公表の要否に関する意見を付して、手続の終了を委員長に報告しなければならない。

2 委員会は、国民の生命、身体又は財産に対する危害の発生又は拡大を防止するために、必要があると認めるときは、終了した和解仲介手続又は仲裁の手続に係る重要消費者紛争の手続の結果の概要を公表することができる。

3 前項に基づく公表において、委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者の名称、所在地その他当該事業者を特定する情報を公表することができる。

一 当該事業者が当該情報の公表に同意している場合

二 事業者が和解仲介手続又は仲裁の手続の実施に合理的な理由なく協力せず、将来における当該事業者との同種の紛争について委員会の実施する手続によっては解決が困難であると認められる場合

三 前二号に掲げる場合のほか、当該事業者との間で同種の紛争が多数発生していること、重大な危害が発生していることその他の事情を総合的に勘案し、当該情報を公表する必要が特に高いと認められる場合

4 委員会は、前二項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ当事者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

資料17

ADR手続結果の概要（公表実績の一覧）

	公表年月	事　案　名	和解の成否	公表した事業者名等	備考
1	平成22年5月12日	未公開株の解約に関する紛争（1）	×	ヘリテイジファンド株式会社	
2		未公開株の解約に関する紛争（2）	×	エコエナジー株式会社	3件併合
3		サイドビジネス情報の解約に関する紛争	○	株式会社イデアプラント	
4		盗難クレジットカード不正利用による損害の補償に関する紛争（1）（2）	○		2件併合
5		注文住宅の新築工事代金支払いに関する紛争	○		
6		還元額が説明と異なる出資に関する紛争	○		
7		興行のチケットの払い戻しに関する紛争	×		
8		絵画の通信販売に関する紛争	○		
9		水槽用ヒーターの空焚きによる火災事故に関する紛争	○		
10		旅行等が安くなるという会員サービスの会費に関する紛争	○		7件併合
11	8月18日	在宅ワーク契約の解約に関する紛争	×	株式会社テレメディアマーケティング	
12		コインパーキング内の事故の修理代に関する紛争	×	テクニカル電子株式会社	
13		リゾートクラブ会員権に関する紛争	×		
14		軽貨物配送契約の解約に関する紛争	○		2件併合
15		婚礼衣装のキャンセル料の返金に関する紛争	○		
16		包茎手術の解約に関する紛争（1）	○		
17		包茎手術の解約に関する紛争（2）	○		
18		生命保険の前納保険料の残額の返還に関する紛争	○		
19		戸建住宅の新築請負契約の解除に関する紛争	×		
20		男性用かつら等の解約に関する紛争	(※)	※：取下げ	
21		マンション購入時の高さ制限の説明に関する紛争	×		
22		呼吸機能を増進するための健康器具に関する紛争	○		
23		下水管掃除と床下害虫駆除の解約に関する紛争	○		
24		未公開株に関する紛争（3）	(※)		8件併合 ※7件で和解成立
25	11月11日	海外インターンシップの解約に関する紛争	×	株式会社アドミックス（リックインターナショナル）	
26		注文住宅の外壁の品質に関する紛争	×	パナホーム株式会社	
27		ネットショップの解約に関する紛争	×	株式会社ＩＢ	2件併合
28		電話機リースの解約に関する紛争（1）	○		

	公表年月	事　案　名	和解の成否	公表した事業者名等	備考
29		電話機リースの解約に関する紛争（2）	○		
30		電話機リースの解約に関する紛争（3）	○		
31		投資信託の損害金の返還に関する紛争	×		
32		結婚式と披露宴の解約に関する紛争（1）	○		
33		結婚式と披露宴の解約に関する紛争（2）	○		
34		退会金名目で金員を要求され代わりに商品購入をさせられた契約に関する紛争	○		
35		携帯電話の保証サービスに関する紛争	○		
36		中古車の修復歴の説明に関する紛争	○		
37	平成23年3月3日	波動水生成器の解約に関する紛争	×	株式会社バイオシーパルス	
38		賃貸マンションの修繕に関する紛争	×	株式会社トーヨーテクノ	
39		競馬情報の返金に関する紛争	×	株式会社ウイニングチケット	
40		会員組織から購入したソフトウェア代金の返金に関する紛争	×	株式会社ギフト	
41		賃貸住宅の敷金返還に関する紛争	×	有限会社富澤ハウジング	
42		結婚相手紹介サービスの解約に関する紛争	×	株式会社ドクターズ・エクセレンス	
43		俳句集の自費出版の解約に関する紛争	○		
44		クリーニング火災に関する紛争	(※)	※：取下げ	
45		インターネットオークションに関する紛争	○		
46		電話機リース契約の解約に関する紛争（4）	○		
47		変額個人年金保険の解約に関する紛争	○		2件併合
48		手術給付金等の過少給付に関する紛争	○		
49		マンションの共用部分の不具合に関する紛争	○		
50		自動販売機ビジネス代理店契約の解約に関する紛争	○		
51		育毛剤等の解約に関する紛争	○		
52		ビジネス講座の解約に関する紛争	○		
53		ノートパソコンリース契約の解約に関する紛争	○		
54		盗難クレジットカード不正利用による損害の補償に関する紛争（3）	○		
55		終身年金保険の解約に関する紛争	○		
56		電気駆動型自動車の電磁波被害に関する紛争	○		
57		社債の償還に関する紛争	○		

資料18

平成22年度　研修一覧

講座名・テーマ		開催場所	日数	実施時期	受講者数	満足度回答者数	満足度(5段階評価)	満足度回答率
消費者行政職員研修	職員講座(1)	相模原	3日間	5月12日(水)～14日(金)	126	124	4.7	98%
消費者行政職員研修	職員講座(2)	相模原	3日間	5月26日(水)～28日(金)	124	114	4.7	92%
消費者行政職員研修	管理職講座	相模原	3日間	6月9日(水)～11日(金)	107	94	4.8	88%
消費生活相談員養成講座	基礎コース(1)	東京	2週間	6月7日(月)～18日(金)	70	70	4.9	100%
消費生活相談員養成講座	基礎コース(2)	大阪	2週間	6月7日(月)～18日(金)	47	47	4.8	100%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(1)	相模原	3日間	6月16日(水)～18日(金)	168	154	4.9	92%
消費生活相談員養成講座	実務コース(1)	東京	2週間	6月21日(月)～7月2日(金)	71	68	4.9	96%
消費生活相談員養成講座	実務コース(2)	大阪	2週間	6月21日(月)～7月2日(金)	42	38	4.8	90%
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(3)	盛岡	5日間	6/5(土),6/12(土),6/19(土),6/26(土),7/3(土)	78	53	4.9	68%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(2)	相模原	3日間	7月7日(水)～9日(金)	275	229	4.8	83%
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(6)	大阪	5日間	6/26(土)～6/27(日),7/4(日),7/10(土)～7/11(日)	70	48	4.7	69%
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(8)	富山	5日間	6/6(日),6/13(日),7/3(土)～7/4(日),7/11(日)	57	31	4.9	54%
消費生活相談員養成講座	基礎コース(3)	札幌	2週間	7月5日(月)～16日(金)	30	28	4.8	93%
消費生活相談員養成講座	基礎コース(4)	仙台	2週間	7月5日(月)～16日(金)	48	48	4.7	100%
消費生活相談員研修	消費生活相談カード作成セミナー(1)	相模原	3日間	7月14日(水)～16日(金)	119	91	4.6	76%
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(1)	札幌	5日間	7/3(土)～7/4(日),7/17(土)～7/19(祝)	43	43	4.9	100%
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(2)	山形	5日間	6/26(土)～6/27(日),7/17(土)～7/19(祝)	73	65	4.7	89%
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(4)	東京	5日間	7/17(土)～7/19(祝),7/24(土)～7/25(日)	115	92	4.7	80%
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(7)	広島	5日間	7/17(土)～7/19(祝),7/24(土)～7/25(日)	50	42	4.8	84%
消費生活相談員研修	消費生活相談カード作成セミナー(2)	相模原	3日間	7月28日(水)～30日(金)	145	114	4.8	79%
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(5)	名古屋	5日間	7/3(土),7/10(土),7/17(土),7/24(土),7/31(土)	51	42	4.7	82%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(9)	広島県	1日間	8月5日(木)	35	29	4.3	83%
消費生活相談員養成講座	実務コース(3)	札幌	2週間	7月26日(月)～8月6日(金)	28	28	4.8	100%
消費生活相談員養成講座	実務コース(4)	仙台	2週間	7月26日(月)～8月6日(金)	44	44	4.7	100%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(2)	宮城県	1日間	8月19日(木)	34	28	4.8	82%
消費生活相談員養成講座	基礎コース(5)	神戸	2週間	8月16日(月)～27日(金)	26	26	4.9	100%
消費生活相談員養成講座	基礎コース(6)	福岡	2週間	8月16日(月)～27日(金)	37	34	4.9	92%
消費生活相談員研修	消費生活相談基礎講座(1)	広島市	5日間	8月23日(月)～27日(金)	36	33	4.9	92%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(1)	北海道	1日間	8月27日(金)	33	18	4.4	55%

講座名・テーマ		開催場所	日数	実施時期	受講者数	満足度回答者数	満足度（5段階評価）	満足度回答率
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(10)	長崎	5日間	7/11(日),7/31(土),8/1(日),8/28(土)～8/29(日)	66	66	4.9	100%
教員・学生	消費者教育学生セミナー	相模原	2日間	8月30日(月)～31日(火)	56	46	4.8	82%
消費生活相談員研修	消費生活相談カード作成セミナー(3)	相模原	3日間	9月1日(水)～3日(金)	120	96	4.9	80%
消費生活相談員養成講座	消費生活専門相談員育成支援コース(9)	福岡	5日間	7/24（土）～7/25（日）,8/21(土)～8/22(日),9/4(土)	163	163	4.8	100%
消費生活相談員養成講座	実務コース(5)	神戸	2週間	8月30日(月)～9月10日(金)	33	30	4.8	91%
消費生活相談員養成講座	実務コース(6)	福岡	2週間	8月30日(月)～9月10日(金)	31	31	5.0	100%
消費生活相談員研修	専門2日コース(1)	高知県	2日間	9月9日(木)～10日(金)	62	53	4.8	85%
消費生活相談員研修	消費生活相談基礎講座(2)	静岡県	5日間	9月13日(月)～17日(金)	49	42	4.8	86%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(3)	相模原	3日間	9月15日(水)～17日(金)	231	201	4.6	87%
消費生活相談員研修	専門2日コース(2)	富山県	2日間	9月16日(木)～17日(金)	45	39	4.8	87%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(10)	香川県	1日間	9月17日(金)	30	20	4.3	67%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(8)	奈良県	1日間	9月25日（土）	43	30	4.4	70%
消費生活相談員研修	専門2日コース(3)	佐賀県	2日間	9月28日(火)～29日(水)	65	58	4.8	89%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(6)	滋賀県	1日間	10月14日(木)	40	40	4.9	100%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(7)	大阪府	1日間	10月15日(金)	29	22	4.6	76%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(4)	相模原	3日間	10月20日(水)～22日(金)	260	219	4.6	84%
企業研修	地域コース(1)	横浜	1日間	10月25日(月)	69	59	4.4	86%
消費者行政職員研修	消費者教育に携わる講師養成講座(1)	相模原	3日間	10月27日(水)～29日(金)	120	107	4.7	89%
消費生活相談員研修	専門2日コース(4)	札幌市	2日間	10月30日(土)～31日(日)	82	76	4.6	93%
企業研修	地域コース(2)	東京	1日間	11月8日(月)	167	154	4.5	92%
消費生活相談員研修	消費生活相談基礎講座(3)	香川県	5日間	11月8日(月)～12日(金)	28	24	4.5	86%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(5)	相模原	3日間	11月10日(水)～12日(金)	221	186	4.8	84%
消費者行政職員研修	消費者教育に携わる講師養成講座(2)	相模原	2日間	11月17日(水)～18日(木)	51	48	4.9	94%
消費者行政職員研修	早期警戒情報システム(PIO-ALERT)研修(1)	相模原	1日間	11月19日(金)	62	53	4.3	85%
消費生活相談員研修	専門2日コース(5)	岐阜県	2日間	11月18日(木)～19日(金)	69	59	4.8	86%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(5)	三重県	1日間	11月19日(金)	59	48	4.6	81%
企業研修	地域コース(3)	大阪	1日間	11月24日(水)	114	104	4.5	91%
消費生活相談員研修	専門2日コース(6)	大阪府	2日間	11月25日(木)～26日(金)	119	106	4.7	89%
消費生活相談員研修	消費生活相談基礎講座(4)	京都府	5日間	11月29日(月)～12月3日(金)	66	42	4.8	64%

講座名･テーマ		開催場所	日数	実 施 時 期	受講者数	満足度回答者数	満足度（5段階評価）	満足度回答率
消費生活相談員研修	専門･事例講座(6)	相模原	3日間	12月1日(水)～3日(金)	203	162	4.8	80%
消費者行政職員研修	消費者教育に携わる講師養成講座(3)	相模原	2日間	12月8日(水)～9日(木)	42	40	4.7	95%
消費者行政職員研修	早期警戒情報システム(PIO-ALERT)研修(2)	相模原	1日間	12月10日(金)	39	35	4.4	90%
企業研修	地域コース(4)	仙台	1日間	12月14日(火)	51	49	4.3	96%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(3)	福井県	1日間	12月16日（木）	44	40	4.3	91%
消費生活相談員研修	消費生活相談に関する学習会への講師派遣事業(4)	静岡県	1日間	12月20日（月）	41	40	4.8	98%
消費生活相談員研修	専門2日コース(7)	神戸市	2日間	平成23年1月13日(木)～14日(金)	120	109	4.9	91%
消費生活相談員研修	専門･事例講座(7)	相模原	3日間	平成23年1月19日(水)～21日(金)	267	213	4.9	80%
企業研修	地域コース(5)	福岡	1日間	平成23年1月21日(金)	48	44	4.6	92%
消費生活相談員研修	消費生活相談基礎講座(5)	三重県	5日間	平成23年1月24日(月)～28日(金)	34	31	4.8	91%
消費生活相談員研修	専門･事例講座　特定テーマコース(9)	相模原	2日間	平成23年1月27日(木)～28日(金)	178	154	4.8	87%
企業研修	地域コース(6)	神戸	1日間	平成23年1月31日(月)	57	48	4.5	84%
消費生活相談員研修	専門･事例講座(8)	相模原	3日間	平成23年2月2日(水)～4日(金)	122	106	4.8	87%
企業研修	地域コース(7)	名古屋	1日間	平成23年2月8日(火)	65	58	4.5	89%
消費生活相談員研修	専門2日コース(8)	名古屋市	2日間	平成23年2月9日(水)～10日(木)	114	100	4.8	88%
消費生活相談員研修	専門･事例講座　特定テーマコース(10)	相模原	2日間	平成23年2月17日(木)～18日(金)	253	216	4.8	85%
企業研修	消費者問題･企業トップセミナー	東京	1日間	平成23年2月22日（火）	217	152	4.0	70%
消費生活相談員研修	実務講座	相模原	2週間	平成23年2月28日(月)～3月11日(金)	37	33	4.9	89%
消費者	全国消費者フォーラム（中止）	東京	1日間	平成23年3月23日（水）中止	中止	中止	中止	―
教員･学生	教員を対象にした消費者教育講座	東京	1日間	平成23年3月28日（月）	39	32	4.8	82%

資料19

平成２２年度消費生活専門相談員資格認定試験結果

●受験申込者数及び資格認定者数(総計)

申込者数	欠席者数	実受験者数Ａ	合格者数Ｂ	合格率Ｂ/Ａ
1580人	229人	1351人	359人	26.6%

●都道府県別資格認定者数

都道府県	認定者数(人)	都道府県	認定者数(人)
北海道	11	滋賀県	6
青森県	0	京都府	12
岩手県	8	大阪府	7
宮城県	5	兵庫県	26
秋田県	2	奈良県	4
山形県	5	和歌山県	5
福島県	3	鳥取県	2
茨城県	15	島根県	2
栃木県	3	岡山県	2
群馬県	4	広島県	14
埼玉県	13	山口県	5
千葉県	30	徳島県	2
東京都	40	香川県	1
神奈川県	13	愛媛県	4
新潟県	3	高知県	2
富山県	8	福岡県	23
石川県	8	佐賀県	6
福井県	1	長崎県	3
山梨県	3	熊本県	2
長野県	0	大分県	4
岐阜県	4	宮崎県	3
静岡県	11	鹿児島県	5
愛知県	24	沖縄県	4
三重県	1	**合計**	**359**

平成２２年度商品テストの概要

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
1	風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品（報道発表）	家庭の浴槽の湯に鉱石やセラミック製のボール等を浸漬することによってラドン温泉やラジウム温泉になる等とうたって販売されている商品が見受けられる。商品を使用することによって風呂水にどの程度のラドンやラジウムが含まれるようになるのか等を調べた。	商品は温泉の定義から外れるもので、使用した風呂水のラドン・ラジウム濃度も温泉法の基準には大きく及ばないものであった。実使用を想定して商品から受ける外部被ばく線量を調べたところ、1日1時間・1年間直近で使用したとしても、ほぼ問題のないレベルであった。また、疾病の治療効果をうたった広告・表示も見受けられたため改善が必要であった。
2	乗用車の電子キーによるトラブルに注意！（報道発表）	最近、鍵を身につけていれば、鍵を取り出さなくてもドアの解錠・施錠が可能な電子キーを装備している車両が増えており、車内に鍵や子どもが閉じ込められる事例がみられた。このことから、電子キーに特有のトラブルについて調査した。	エンジンが停止している状態で電子キーの電池が切れると、条件によってはドアが自動的に施錠されるものがあった。また、 エンジンが停止した状態でキーレスエントリーのボタンが押されると、車内に電子キーがあってもドアが施錠されてしまうことがあった。
3	ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの現状について（2010年）（報道発表）	一口サイズのいわゆる「ミニカップ」に入ったこんにゃく入りゼリーについて、繰り返しテスト結果や警戒情報を公表してきた。今回は、消費者庁の依頼に基づき、販売実態と物性等を調べるとともに、アンケート調査も実施した。	225 店舗の状況を調べたところドラッグストアやディスカウントショップでは、高い割合で商品が販売されていたが、警告表示を掲示していた店舗は、全体の 3 割以下であり、ドラッグストア以外では菓子売り場で販売されている場合も多かった。物性及び形状は前回公表の対象銘柄については大幅に変更されていたものはなかった。1 社以外は外装パッケージの表面に大きな警告絵表示等があった。
4	電気ケトルによるやけど事故に注意！（報道発表）	電気ケトルの市場が成長している中で、やけど事故等のトラブルが増えることが予想されることから、未然防止に着目したテストを実施した。	給湯ロック機能が付いていないものは、本体が転倒した時に容易に湯がこぼれてやけどの危険があった。また、満水目盛よりも過剰に水を入れるほど、やかんと同様に湯注ぎ口などから湯が噴き出しやすくなった。このほか、本体側面の温度が 70℃以上になるものがある一方で、温度が高くならないよう商品設計されているものもあった。
5	パワーウインドウの安全性（報道発表）	現在もパワーウインドウによる事故が起きていることから、安全装置等の装着の実態を明らかにするとともに、パワーウインドウの閉まるときの力や安全装置の動作等を調べた。	運転席には全銘柄に「挟み込み防止機能」が装備されていたが、全席に装備されていたのは 26 銘柄中 10 銘柄であった 。また、全席に装備されていても、運転席の集中開閉スイッチを閉める方向に引き続けると、助手席や後席の「挟み込み防止機能」が働かない銘柄もあった。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
6	火山灰を含む洗顔料の使い方に注意！（報道発表）	火山灰由来の原材料が配合された洗顔料について、使用時に誤って眼に入った場合、眼に残って眼表面を傷つけてしまうおそれのある粒子が入っていないかを調べた。	テストした全銘柄の不溶性成分に一定以上の大きさの粒子やとがった部分を含む粒子が含まれており、これらの粒子の一部は涙やまばたきで排出されずに眼表面に残る可能性があった。商品に表示された方法で泡立てた泡にも、とがった部分を含む粒子が含まれていた。
7	電子タバコの安全性を考える（報道発表）	近年相談が急増しているため、カートリッジにニコチンが含まれていないか、事業者がカートリッジ内の成分と安全性をどのように確認しているのか等を調べた。	カートリッジの液体を調べたところ、全ての銘柄でジエチレングリコールは検出されなかった。国内で販売されているほぼ全ての銘柄でニコチンを含まない旨の表示がみられたが、25 銘柄中 11 銘柄（45 味中 15 味）でニコチンが検出された。電子タバコの安全性は根拠が不十分であると考えられるので、安易な使用は避ける。
8	子ども用防災頭巾の安全性（報道発表）	防炎協会認定品も含めた市販の防災頭巾や実際に小学生が使用していた防災頭巾について、防炎性能や耐衝撃性などのテストを実施した。	防炎や難燃加工をうたっていても、燃焼し焼失してしまうものがあった。小学生が使用していた 30 検体の中には劣化が激しく、衝撃吸収性能が極端に低いものがあった。
9	小径タイヤの折りたたみ自転車（A-RideX）の強度不足に注意！（報道発表）	小径タイヤ（8 インチ）の折りたたみ自転車で道路の段差を走行した際にフレームが破損して転倒し、50 歳代の男性が顔に 1 カ月以上のけがを負う事故が発生したためテストを行った。	一般的な道路にある段差の通過で、前方チューブ（下）や前ホークに大きな力が加わり変形・破損するおそれがあり、道路を走行するのに必要な強度が不足していると考えられた。なお、取扱説明書には【警告・注意】として段差で使用しない旨が表示されているものの、その場合破損するおそれがあることは記載されていなかった。
10	二酸化塩素による除菌をうたった商品（報道発表）	部屋等の除菌をうたった商品について、使用中にどのくらいの二酸化塩素が放散されているのか等を調べた。	さまざまな状況が考えられる生活空間で、どの程度の除菌効果があるのかは分からない商品であった。また、二酸化塩素の放散がほとんど確認できないものがあった一方で使用開始当初に放散速度が大きくなるものもあり、使用に際しては注意が必要である。
11	小径タイヤの折りたたみ自転車の安全性（報道発表）	9 月に公表した「小径タイヤの折りたたみ自転車」の事故品と同様の構造を持つ他製品が散見され、これらもフレームの強度不足等の問題が懸念されることから、テストを実施した。	15km/h で 4cm の段差を上ろうとした場合、フレームが変形したり破損するものがあった。事故品と同様の構造を持つ小径タイヤ（6～8 インチ）の折りたたみ自転車は、フレームの強度や段差を上るときの走行能力が劣るため、段差のある道路を走行するには適さない。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
12	回転ハンガーの安全性（報道発表）	インターネットの店舗で販売されている回転ハンガーを対象に、使用中に転倒する危険性がないのか、また十分な強度を有しているのかなどの安全性を中心にテストを実施した。	衣類を掛けた状態で移動させせようとすると、キャスターが方向転換できず転倒するものや、移動できないもの、キャスターが変形するものがあった。衣類を掛けた状態でハンガー部を回転させると、回転用キャスターが滑らかに回転せずに移動用キャスターが回転してしまうものがあった。一個所に偏って衣類を掛けた場合、少ない着数でも転倒しやすくなるものがあった。
13	電気炊飯器による子どものやけどに注意!（報道発表）	子どものやけど防止の観点から、電気炊飯器から出る蒸気の温度を調べるとともに、「熱さカット排気」、「蒸気カット」、「蒸気レス」と蒸気を排出しないことをうたった電気炊飯器についても調べた。	従来タイプは、蒸気が出ているときは、吹き出し口から上方 10cm でも 66℃以上と高温となっていた。蒸気カットタイプは、蒸気が全く出ない構造のものがあるほか、吹き出し口の温度は従来タイプよりも大幅に低く、一部を除き本体の温度も低く子どものやけど防止に有効と考えられた。
14	一升瓶	日本酒の瓶がたまたま軽くあたったところ割れてしまった。品質に問題がないか調べてほしい。	苦情品には残留ひずみはなく、ガラスの厚みも苦情同型品や参考品に比べて特に薄いというような品質上の問題点は見つからなかった。苦情品はリターナブル瓶であるため多数の接触痕（きず）があり、その個所に衝撃力が加わり起点となって破損したものと考えられる。
15	健康食品	水道水に、ミネラルを含む液体タイプの健康食品を混ぜて飲んでみたところ、嘔吐した。商品に問題がないか調べてほしい。	相談者は苦情品を水道水に混ぜて飲んだところ、すぐに嘔吐したとのことから、苦情品に急性毒性がないかをマウスを用いた急性経口毒性試験により調べたところ、相談者の飲んだ約 20 倍の量を投与しても、特に異常は認められなかった。また、苦情品は食品衛生法において『清涼飲料水』に該当することから、この成分規格に適合しているか調べたところ、全ての項目で適合しており、さらに、水道水等の汚染の指標として用いられる「一般細菌数」も水道水の基準値を下回り、酸性度も他の食品と比べて特に強いわけではなかった。
16	健康食品	ローヤルゼリーが入っているという健康食品を購入したが、ローヤルゼリーが配合されているとは思えないので、本当に入っているか調べてほしい。	苦情品について、ローヤルゼリーに特徴的に含まれる成分である 10-ヒドロキシ-2-デセン酸量を調べたところ、当該成分が 100 g あたり 1.76 g 含まれていることが確認され、ローヤルゼリーが配合されていると考えられた。また、10-ヒドロキシ-2-デセン酸の含有量及び生ローヤルゼリー使用量に占める 10-ヒドロキシ-2-デセン酸量の割合は「ローヤルゼリーの公正競争規約」の基準を満たしており、問題はみられなかった。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
17	IH クッキングヒーター	IH クッキングヒーターのシーズヒーターの金具が外れて脱落した。危険なので原因を調べてほしい。	ヒーターの脱落は、ヒーターを保持している押さえ金具が下向きに取り付けられていた状態で、ツメが使用過程で腐食し損失したことが原因と考えられる。
18	オーブントースター	1、2 カ月前に購入したオーブントースターを載せていたシステムキッチンの棚が溶けて焦げた。商品に問題がないか調べてほしい。	相談者が使用していたものと同じ材質の化粧板上で、苦情品を用いて 1 日 1 回 3 分間、2 カ月間パンを焼くことを想定して再現テストを行ったが、化粧板に焼け焦げは再現せず、樹脂の変形、変質もみられなかった。
19	カセットコンロ	カセットコンロが着火しなかったため確認しようとしたら、本体ボンベ部分のカバーの穴に指が入り、裂傷を負った。構造に問題がないか調べてほしい。	苦情品の容器カバーの穴は鋭利な部分はなく、危険とは言えないものであった。
20	フードカッター	電動のフードカッターでたまねぎの皮を粉砕していたところ、本体が異常に熱を持ち、カッター取付部の樹脂が変形して使用できなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	ブレード台の溶解は、定格時間以上の時間で繰り返し使用したため、ブレード台が過熱し生じたものと思われる。なお、短時間であっても繰り返し使用すると参考品も過熱し、不具合が生じたことから、取扱説明書の注意表示等を守って使う必要がある商品である。
21	ガステーブルバーナーキャップ	ガステーブルのあまり使用していない強火力バーナーキャップが破損した。原因を調べてほしい。	苦情品はキャップ部に錆などが生じないようほうろうコーティングされているが、キャップ部の裏側は錆が広範囲に広がっていた。また、欠損を生じている個所や、変形を生じて浮き上がっている個所があった。苦情品は煮こぼれ、外力、熱など何らかの影響によってキャップ部のほうろうコーティングが失われたため、錆が生じて欠損や変形を生じた可能性が考えられるが、ほうろうコーティングが失われた原因は特定できなかった。
22	電気ケトル	電気ケトルで湯を沸かしたらにおいがきつくて使用できない。においの原因と沸かした湯に問題がないか調べてほしい。	臭気成分として、接着剤や有機溶剤のようなにおいを有する複数の成分（2,3,4-トリメチルペンタン、4-メチル-1-ヘプテン、ヘキサナール、2,3,5-トリメチルヘキサン、アクリル酸ブチル、ノナン、m-メチルトルエン、オクタナール、テトラデカン等）が検出され低濃度で悪臭や不快感を招く可能性があった。食品衛生法に基づく溶出試験では基準に適合しており、溶出する成分は少ないと考えられた。しかしながら、飲食物に使用する合成樹脂製の製品としては不快なにおいを発することは問題があると考えられた。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
23	電気ケトル	電気ケトルのお湯のにおいがひどく飲めない。においの原因を調べてほしい。	苦情品によりお湯を沸かす際に発生する臭気成分を調べたところ、塗料、溶剤、香料として使用されることのある2-メトキシ-2-メチルプロパン、ペンタナール、ヘキサナール、オクタナール等が検出された。相談者が感じたにおいは、これらの臭気成分が混合したにおいであると推測され、比較的低濃度で不快感を招く可能性があった。沸かしたお湯は、衛生上等の水質としては、特に異常はなかった。
24	電気ケトル	電気ケトルでお湯を沸かしてコーヒーやお茶を飲もうとすると、プラスチックのにおいがして飲むことができない。においの原因を調べてほしい。	苦情品及びその同型品を用いて、お湯を沸かした際に発生した臭気成分を調べたところ、溶剤や香料として使用されることのある2-メトキシ-2-メチルプロパン、ジアセチル、4-メチル-1-ヘプテン等が検出された。相談者が感じた臭いは、これらの臭気成分が混合した臭いであると推測され、比較的低濃度で悪臭や不快感を招く可能性があった。食品衛生法における樹脂製品の規格・基準は満たしていた。
25	電気ケトル	電気ケトルのお湯をカップに注いだところ、注ぎ口以外からも湯がこぼれ、指をやけどした。構造に問題がないか調べてほしい。	ゆっくり傾けると注ぎ口周辺から湯がこぼれることはないものの、“勢いをつける”と注ぎ口周辺から湯がこぼれることがわかった。通常は危険が伴う高温の湯を注ぐときは慎重に行う必要がある。
26	スライサー	初めて使用したスライサーで人参をスライスしていたら、右手親指を負傷した。構造上問題がないか調べてほしい。	苦情品及び苦情同型品はスライス部の隙間や刃のたわみ、刃の浮きで特に問題となる点はなかった。一方、モニターテストの結果、苦情同型品は刃の位置が分かりにくい、切れ味が悪い、野菜が引っかかるために危険を感じるとの回答が多かった。人参のように固い野菜をスライスする場合、野菜が引っかかると使用者はより強い力でスライスしようとするため、けがにつながる危険性があると考えられる。
27	ステンレス魔法びん(保温のみ)	購入したステンレス魔法びんを使用したら、注ぎ口から蒸気が噴き出した。危険なので問題がないか調べてほしい。	苦情品の蒸気は、注ぎ口から10㎝程度離れた個所では36.6℃であり、注ぎ口の直近に体を近づけなければ、やけどのおそれはないと思われる。ただし、使用者が注ぎ口に体を近づけたり、蒸気に驚いてポットを落とすことによる二次被害などがないよう、本体や取扱説明書に十分な注意表示が望まれる。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
28	フライパン	調理中にフライパンが五徳の上で滑るため危険である。フライパンの裏面の滑りやすさを調べてほしい。	苦情品及び苦情同型品、苦情品と同じアルミニウム製で重量が同程度の参考品（2 銘柄）について、3 種類のガスコンロを使ってフライパン裏面の滑りやすさを最大静止摩擦力とモニターテストで調べた。その結果、苦情品及び苦情同型品が参考品に比べて、特に滑りやすいと言えるものではなかった。
29	フライパン	フライパンの取っ手が取り付け部で折れた。危険なので折れた原因を調べてほしい。	苦情品の取っ手が折れた原因は、ガスコンロの炎で加熱され、劣化したためであると考えられる。苦情品はSG 規格に適合しているが、取っ手の下面(樹脂部)がガスコンロのバーナーに近く、参考品と比べると熱を受けやすいと言える。
30	鍋	購入したばかりの鍋でだし汁をこすため鍋を斜めにしたら熱湯が飛びやけどした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品に限らずステンレス製鍋を強火で加熱すると、水量が少ないときは鍋側面の温度が 200℃以上の高温となり、鍋を傾けると飛沫が飛ぶことがあった。一方、アルミニウム製鍋を強火で加熱しても、鍋側面の温度はそのような高温になることはなく、鍋を傾けても飛沫が飛ぶことはなかった。これは、アルミニウムと比較してステンレスの熱伝導率が小さいことが原因と考えられる。
31	ガラス製果実酒びん	10 日前に購入し、台所の床に置いていた果実酒用のびんが急に破裂した。破裂した原因を調べてほしい。	苦情品は気泡や不純物と思われるゴミが存在していること、またガラスの厚さが部位によって 3 倍も違っていることなどから大きな残留応力を生じ、破裂したものと推測される。
32	電子レンジ用の皿	電子レンジ用の強化・耐熱ガラスの皿を使用し、食材を電子レンジで温めたところ、絵柄から金属色の液体が流れ出した。商品に問題がないか調べてほしい。	食品衛生法に基づく溶出試験を行ったところ、未使用苦情品から基準値を超える鉛が溶出したことから食器として利用するには不適切なものであった。金属色の液体や光沢のある付着物を再現することはできなかったが、苦情品の光沢のある付着物と未使用苦情品の絵柄部分からは、共通して鉛と鉄が検出されたことから、苦情品の光沢のある付着物は使用時に絵柄から溶け出して固まったものと推察された。
33	子ども用カップ	陶器の子ども用カップにしみを見つけ、洗っても落ちないので金たわしを使用したところ、黒い液がしみ出してきた。有害な成分がしみ出していないか調べてほしい。	苦情品の底の点状のしみは、ほうじ茶などの成分がくぼみに沈着したものであり、縁から内壁にかけて液体が垂れたようなしみはステンレスたわしでこすることにより、たわしの一部が表面の凹凸で削れ、付着して黒いしみに見えたものと考えられた。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
34	乳幼児用カップ	1 歳の子どもがストロー付きの乳幼児用カップで下唇を挟みけがをした。唇を挟むようなすき間ができるのか調べてほしい。	スライドフタを後方にスライドさせない状態で苦情品のストローキャップを上方向に動かしてみたところ、若干動き、持ち上げる力の違いで異なるがすき間が生じ、ストローキャップ周辺をかんだり、持ったりしたときに、唇などの体の一部が挟まれるすき間が生じる可能性がある。
35	ドラム式洗濯乾燥機	購入 4 年後の洗濯乾燥機が水漏れを起こし、再三にわたり点検に来てもらっている。水漏れによる床の被害も発生しているため、水漏れの原因を調べてほしい。	苦情品で洗濯を行った結果、水漏れする個所は確認できなかった。糸くずフィルターのパッキンに糸くずが挟まった状態で取り付けると隙間ができ、水漏れすることがあった。
36	ドラム式洗濯乾燥機	洗濯乾燥機を使用しているが、乾燥機能を使用すると異臭がして体調が悪くなった。洗濯乾燥機の機能に問題がないか調べてほしい。	苦情品は乾燥運転時に生じた高温で湿った空気を排水口に排気するため、排水トラップの封水を排水し、乾燥運転が終了すると封水を戻す機能がある。通常の使用では封水が空のままとなることはなかったが、乾燥運転を中断した場合には封水が空のままとなるため、下水の悪臭が室内に広がる可能性がある。また、取扱説明書にはこれらの解説が記載されていないため、使用者がこうした機能を理解し、トラブルを避けることは困難と考えられる。
37	スチームアイロン	購入したスチームアイロンを初めて使用したところ、スイッチがすぐに切れる。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は通常使用で停止することはなく、取扱説明書に記載されている通りホース内に水が溜まったり、配管に水あかが蓄積したりした場合に、サーモスタットが作動して停止することがわかった。苦情品を使用する際には商品特性を考慮して、水あかが配管に蓄積していかないよう何時間もそのまま使用せずに取扱説明書に従ってこまめに手入れをしたり、ホース内に結露などで水が溜まらないようときどきホースを伸ばしたりするなどの作業が必要である。
38	スチームクリーナー（スタンド式）	スチームクリーナーのスイッチを入れて使おうとしたら、パーンと音がして蒸気が吹きこぼれ、きな臭いにおいがした。危険なので原因を調べてほしい。	ヒーター部のスチーム噴出口近くの流路が堆積物でふさがっていた状態で通電したことにより、ヒーター内の温度が上昇し流路に残っていた水が蒸発することで内圧が高まり、ヒーターとつながっているチューブが破裂したと考えられる。さらに、この破裂によって蒸気が本体内部に漏れたため、きな臭いにおいがしたと推定される。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
39	電気掃除機	電気掃除機のホースが壊れ、ゴミを吸えなくなった。ホースの耐久性に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品を用いて JIS C9108「電気掃除機」を準用した「ホースの耐圧縮試験」「ホース折曲げ試験」を行ったが、空気漏れを生じる破れは生じなかった。苦情品のホースは破断して既に原形を留めていないため、同テストに供して耐久性を調べることはできなかったが、苦情品のホースと新品のホースは材質などに差がなかったことから、当該苦情品のホースが耐久性に問題があったとは考えにくい。
40	トイレ用掃除シート	「流せる」というトイレ用掃除シートを使用していたところ、トイレが詰まるようになった。「流せる」という表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品はトイレに「流せる」ことをうたった参考品に比べてほぐれにくいことが確認された。また、トイレ用掃除シートの「流せる」という表示の基準はないが、苦情品は、トイレに流すことが前提のトイレットペーパーに比べはるかに水にほぐれにくかったほか、「水に溶けにくいので水洗トイレでは使用したり、捨てたりしないでください。」と表示されているティッシュペーパーと比べてもかなり水にほぐれにくかった。トイレに詰まるリスクが高く「流せる」という表示を改善することが望ましい。
41	トイレ用芳香洗浄剤	タンクに入れるトイレ用芳香洗浄剤を使用したところ、タンクがあふれ階下まで水漏れした。商品に問題ないか調べてほしい。	苦情品は節水型のタンクで使用されており、表示どおりに使用してもタンクの底に定着する場所がなく、水を流した勢いで排水弁に挟まり給水が止まらなくなったり、排水弁が動かなくなることがあった。しかし、パッケージに節水型のタンクには使用できない旨の表示はなく、問題があると考えられた。 なお、苦情品が排水弁に挟まり給水され続けても、排水も続くため水がタンクからあふれることはなかった。水漏れの原因は、苦情品をタンクに入れた後、ふたを閉める際に、給水管の接続が適切でなかったこと等が考えられた。
42	住宅用合成洗剤	住宅用の洗剤を使用したところ換気扇のレンジフィルターの塗装が剥がれた。商品及び使用上の注意について問題がないか調べてほしい。	苦情品の使用により提供フィルターのフッ素コートが剥がれることを確認し、苦情品を使用する際には、注意表示にあるように目立たない部分で試してから使用することが必要と考えられた。
43	電気マット	電気マットを布団の中に入れたままでいたら、布団が燃え、ベッドが焦げた。危険なので原因を調べてほしい。	苦情同型品は温度制御されておらず、配線加工に不十分な部位がみられ、苦情品には電気痕がみられたことから、布団の中で異常に高温になって電源線の絶縁不良を起こしたり、芯線が半断線状態になるなどして異常発熱・短絡して発火したものと推測される。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
44	電気こたつ	2～3 カ月前に購入した組み立て式電気こたつの脚が外れ、テーブルに置いていた鍋がひっくり返り、やけどを負った。電気こたつの脚が外れた原因を調べてほしい。	苦情同型品によるテスト結果から、脚を固定するボルトを付属の工具でしっかり固定すれば直ぐに脚が外れることはないと考えられた。脚の固定が不十分なため生じたと思われる脚受け金具部分の塗装の剥がれが、苦情品にも見られたことから、脚が外れた原因は、ボルトの締め付けが十分でないまま使っていたために、ボルトの緩みが進行したためと推察される。
45	電気こたつ	こたつのヒーターのビス 2 本が外れて垂れ下がり、脚 2 本が溶け、布団とじゅうたんが焼け焦げた。こたつに問題がないか調べてほしい。	やぐらの溶融状態から、ヒーターユニット周辺の温度は 300℃以上に達していたことが推定され、その熱により温度ヒューズが溶断したものと考えられる。電流ヒューズが溶断していなかったことから、ヒーターユニット及び電源コードには、短絡や半断線などにより過大な電流が流れるなどの異常は発生していないと考えられる。苦情品は正常に通電することができ（温度ヒューズは取り替え）、通電中には異常な温度上昇を示す部位はなく、動作にも異常な点は認められなかった。
46	オイルヒーター	オイルヒーターを使用したところ、においがし喉が痛くなった。オイルヒーターから化学物質が発生していないか調べてほしい。	6 畳相当のチャンバー内で苦情品を運転させた場合、室内濃度指針値を超えるホルムアルデヒドが検出された。条件によっては苦情品の使用により目や喉に刺激を感じるなど健康に影響を与える可能性もあると考えられた。一方、ごく少量の n-ブタノールも検出されたが、健康に影響を与えるレベルではないと考えられた。
47	石油ファンヒーター	3 年前に購入した石油ファンヒーターを運転したら、温風が出るところから炎が出た。危険なので原因を調べてほしい。	苦情品の温風吹き出し口から炎が出る現象は再現されず、外観や内部にも特に異常はみられないことから、原因を特定できなかった。
48	空気清浄機	オゾンを利用した空気清浄機を使用したら喘息の発作がひどくなった。オゾン濃度が高いことがないか調べてほしい。	苦情品は送風機を内蔵していないため、JIS 規格及び電安法の空気清浄機には該当しないが、JIS 規格（空気清浄機）を参考にテストを行った。その結果、オゾン濃度が基準値を上回った。また、殺菌ランプを入れた直後にはオゾン濃度が急激に増加した。従って、苦情品や苦情同型品の近くではオゾン濃度が高くなることがあり、吸い込んだ場合には、喘息の発作につながるおそれがあると考えられた。
49	空気清浄機	3 年前に購入した空気清浄機のプラグとコードの接合部分から発火した。原因を調べてほしい。	苦情品の本体には異常がみられないことから、電源プラグの抜き差しを繰り返した際の屈曲等により、プラグのプロテクター付近が損傷し、電源コードを持ち上げた際に短絡して発火及び断線したものと考えられる。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
50	加湿器	加湿器のタンクが空になっても給水ランプが点灯しないので商品を交換したが、同じ不具合が発生する。商品に問題がないか調べてほしい。	今回の再現試験では苦情品の給水ランプは点灯したが、この銘柄は苦情品を含めた 4 台のうち 2 台は水がなくなっても給水ランプが点灯せず、ヒーター皿は常に加熱状態であった。リードスイッチ等に何らかの問題があると考えられる。
51	電気ひざ掛け	パソコンの USB から電源を取るひざ掛けを使用していたら、パソコンが故障した。電気ひざ掛けに問題がないか調べてほしい。	苦情品は静電気が帯電しやすくパソコンへの放電が発生すること、及び苦情品の消費電流が USB 仕様の最大供給電流 500mA を超過していた点に問題があると考えられたが、任意の銘柄のノートパソコンについては不具合が発生せず、原因を特定できなかった。
52	テーブル	組み立て式テーブルの天板にひじをついた途端、脚の 1 本が縮みテーブルが傾いた。危険なので原因を調べてほしい。	苦情品の脚が縮んだ原因は、モニター（男女 10 人）最小値の 1/3 よりさらに小さいトルクで締め付けられていたためと考えられる。なお、苦情品は外形寸法、甲板の表面材、表面加工についての表示がされておらず家庭用品品質表示法に抵触するおそれがあり、また、伸縮式の脚に緩みがないか時々確認する、スクリューを締め直す等の注意表示がなかった。
53	幼児用椅子	幼児用椅子（テーブル付き）で食事をさせていたところ、1 歳 4 カ月の子どもが後ろに転倒した。危険なので構造に問題がないか調べてほしい。	苦情品はSG認定基準に従った後方安定性については基準を満たしていたが、実際に乳幼児が使用し、背もたれに力が加わるような状態では参考品の半分程度の角度で転倒してしまうことから、後脚の配置に改善の余地がある商品と言える。
54	折りたたみ椅子	2 年前に購入した折りたたみ椅子を使用中、突然脚の補強用の桟が破損し尻もちをついた。強度に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品を用いて JIS を準用した強度テストや、過度の荷重テストなどを行ったが、苦情品のような脚部の変形状態は再現せず、桟の破損も生じなかった。一方、苦情同型品の桟を苦情品と同等な個所で予め破損させ、座面に対して右斜め下方向への偏荷重をかけると苦情品のような脚部の変形状態が再現した。苦情品の桟の溶接部は疲労破壊によって既に破損が進行しており、相談者が座ったときに座面に対して右斜め下方向に荷重がかかったことで事故に至ったものと考えられる。
55	縁台	縁台に座ろうとして家の中から縁台の上に足を乗せたら、縁台が前に動き後ろに倒れ、骨折するなどけがをした。商品に問題がないか調べてほしい。	事故の原因は苦情品の縁に足を乗せたために座面が傾きバランスを崩し転倒したものと考えられる。また、苦情同型品の強度に問題がなかったことから、長い桟の破損は転倒したときに桟の上に落下したことなどが原因と考えられる。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
56	縁台	縁台に足を踏み出した途端、天板1枚が外れ、頭から転倒し負傷した。危険なので強度に問題がないか調べてほしい。	苦情品は天板がビスで適切に固定されない状態であった。このため苦情品の天板の縁付近に足を踏み出した場合は天板が外れる可能性があり問題であった。なお、苦情同型品にもビスで固定されていないものがあり品質管理に問題があった。
57	竹枕	竹の枕を購入したところ、ひどい異臭がした。においの原因を調べてほしい。	苦情品は同型品よりもわずかににおいが強いとのモニターテストでの評価となったが、においは人が使用したことによる差と考えられた。におい成分の分析を行ったところ、酢酸、n-ブタノール、ヘキサナール、ヘプタナール、2-ペンチルフランのような酸、アルコール類、アルデヒド類等が検出された。これらの物質は、低濃度で悪臭や不快感を招く可能性があり、苦情品のにおいは、これらの物質が混合したにおいであると考えられた。
58	クッション	羽毛入りクッションで遊んでいた子どもの唇が腫れ、腫れた部分から羽毛と思われる異物が出てきた。クッションから羽毛が吹出しやすいか調べてほしい。	苦情品からの羽毛の吹出しやすさを日本羽毛製品協同組合のダウンウエア吹出し試験（タンブルドライ法）を準用して調べたところ、羽毛の吹出しは少ないと判定されるものであったが､2個あった苦情品両方からはわずかにフェザーの吹出しが確認された。片方の苦情品から吹出したフェザーは、相談者の子どもの唇に刺さっていたという異物と色は異なっていたが、羽鞘(うしょう)が取れて先端が尖った未熟フェザーであった。また苦情品のクッション本体を開けてみたところ、異物と色・形状が似た褐色のフェザーが見られた。
59	すだれ	すだれから異臭がし、色落ちもする。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品から酢酸、ジアセチル等が検出されたことから、異臭はこれらの混合臭であると考えられた。検出された物質は、食品に含まれる成分や食品及び医薬部外品の添加物等に利用されている物質であり、また、苦情同型品は屋外で使用するものであることからも、身体に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。モニター全員が何らかのにおいを感じていたが、極端に不快だと感じたモニターはいなかった。苦情同型品の色落ちについては目視では確認できなかった。
60	ソーラパネル付き LED ライト	ソーラパネル付きの LED ライトを使用していたところ、数回しか使用していないのに 2 カ月でライトがつかなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、ソーラーパネルから電池への配線が、はんだが剥がれて外れている上、ソーラーパネルの電池を充電させる機能が落ちており、電圧が低下した状態となっていた。また、配線をつなぎ、光を当てて充電を試みても発光しなかった。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
61	脚立	庭木の剪定中に脚立の脚の部分が曲がったために落下し、右手首を負傷した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品を用いて支柱の強度テストや再現テストなどを行ったが問題は特にみられず、苦情品のような支柱の折れ曲がりも再現しなかった。苦情品は事故で既に原形を留めていないため、苦情品本来の支柱の強度テストや再現テストを行うことはできなかったが、苦情品と苦情同型品の支柱の板厚、硬さにほとんど差がなかったことから、当該支柱の強度に問題があったとは考えにくい。
62	インバーター	車の中でパソコンの電源確保のための機器を購入し、シガープラグに接続したら火花が出て煙が出た。原因を調べてほしい。	苦情品使用時に火花や煙が発生した原因は、内部のコンデンサが破裂したためと考えられる。また、苦情同型品にも同様の現象が確認されたため、使用されているコンデンサの品質に問題があるものと考えられる。
63	インバーター	自動車のシガーソケットにインバーターをつなぎ、電動ドリルを作動させたところ、自動車のエンジンがかからなくなった。インバーターの使用が原因であるか調べてほしい。	苦情品を自動車のシガーソケット及び 12V のバッテリーに接続し、動作確認を行ったところ、動作することが確認された。また、苦情品内部に異常はなく、電源コード、シガープラグアダプターについても導通などを調べたが、異常は見られなかった。再現テストでは、申し出の現象は確認できず原因の特定には至らなかった。
64	トリプルタップ	テーブルタップにブースタをつなげテレビを視聴していた。新たに購入した雷サージ機能付きタップ（トリプルタップ）に前から使用していたテーブルタップとブースタをつないだところ、ブースタが故障しテレビが映らなくなった。原因を調べてほしい。	ブースタ電源の内部回路が経年劣化状態であったところに、タップ交換の電源再投入による突入電流などでブースタ電源のトランジスタが短絡状態となり、電源ヒューズが溶断して、テレビの視聴ができなくなったものと考えられる。
65	トイレ用節水器具	突然トイレの水が止まらなくなった。トイレタンク内を見ると、1年前にトイレタンクに取り付けた節水器具がかなり変質しており、タンク下部のパッキンの間に挟まっていた。トイレタンクには芳香洗浄剤は使用しているが、著しく金属を変質させるような環境で使用していない。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、針金部分が錆びにくいステンレス、本体が亜鉛合金で錆びにくいめっき処理（銅－ニッケル－クロム）が施されていた。しかし、苦情品は一定期間の使用により本体のめっきが剥がれ、錆の発生や針金の変形で排水弁から外れ、排水弁と排水口の間に挟まったものと考えられる。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
66	粘着テープ	紙の粘着テープを購入し、段ボール箱に使用したら2～3分で剥がれた。粘着力に問題がないか調べてほしい。	苦情品はJISマーク取得品ではなかったが、苦情品の粘着力についてJIS規格に従って調べたところ、JISに定められている基準以上の粘着力があった。また、苦情品の表示についてJIS規格に照らしてみたところ「規格名称又は番号」、「種類又は記号」、「製造年月又はその略号」、「製造業者名又はその略号」の表示がなかった。
67	家庭用除湿剤（衣装箱用）	たとう紙に包んだ着物と帯の上に除湿剤を置き、衣装箱に入れていた。6カ月後に開けてみたら、除湿剤から水分が出て着物と帯にしみができ、帯には縮みもみられた。原因を調べてほしい。	苦情品にみられたしみの部分から液漏れすることが確認された。また、苦情同型品で溶剤が使用されている化粧品等が付着したまま使用すると液漏れをすることが確認されたことから、苦情品のしみ部分には溶剤等が付着した可能性が考えられた。
68	ガソリン	自動車のエンジンがかからなくなり、点検したが自動車に異常はなかった。ガソリンを全て抜いて別のガソリンを入れたところ、正常に動き出した。使用していたガソリンに問題がないか調べてほしい。	苦情品を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づき強制規格の10項目とその他エンジンの始動性に関連すると考えられる標準品質の5項目と水分について調べたところ、強制規格の硫黄分及び、標準品質の未洗浄実在ガムと蒸留性状の残油量が規格基準を満たしていなかった。なお、今回のテスト結果とエンジンが始動しなかった因果関係は不明である。
69	婦人用ズボン	2週間前に購入し履いていた婦人用ズボンの内股に著しい毛玉が発生した。毛玉ができやすい商品か調べてほしい。	苦情同型品を用いて毛玉のできやすさを調べた。ピリング等級は1級と2級の中間程度の1.5級であり、摩擦により毛玉のできやすい生地であった。
70	加圧するパンツ	加圧するパンツを購入して初めてはいて草むしりをしたところ、足の感覚異常をおこした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は通常の使用では、足の感覚異常を発症するおそれは低いと考えられるが、一般的なスパッツやストッキングより医療用弾性ストッキングに近いかそれ以上の衣服圧がかかる部位もあり、適切な使用方法等や使用上の注意を表示する必要のある商品であると考えられた。
71	失禁パンツ	失禁パンツを購入したが、吸収せずしみ出してくる。吸収量の表示に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品を用いてテストしたところ、パットを通しての漏れは見られなかったものの、人工尿を10～20㎖程度滴下させパットに荷重をかけると、パットと身生地の縫い目を通してしみ出し、外側にまで漏れることが分かった。また、苦情品は表示された量の人工尿を滴下したところ、荷重をかけなくとも数分で縫い目から身生地にまで漏れ出した。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
72	乳児用下着	購入した乳児用下着から異臭がし、洗濯をしてもにおいはとれない。異臭の原因を調べてほしい。	苦情品及び苦情同型品の一部に「にんにくのような」においがあったが、主原因は硫黄化合物である二硫化メチルと考えられた。二硫化メチルはタマネギやキャベツ系の香料としても使用される物質であるが、悪臭防止法の特定悪臭物質でもある。どの段階で混入したかは不明であった。
73	靴下	靴下を履いたところ皮膚に傷ができた。靴下内面の傷ができた辺りに付着していた異物と思われるものを調べてほしい。	苦情品の内面に付着していた異物を調査したところ、酸アミド結合を有し、細胞に似た構造がみられ、キサントプロテイン反応が陽性であったことと発生状況から、生体由来のたんぱく質である可能性が高いと考えられた。
74	婦人靴	購入したばかりの婦人靴を履いて外出した。10 分経過すると足に激痛があったが我慢して履いていた。婦人靴に問題がないか調べてほしい。	苦情品の外観調査を行うとともに、内部を X 線撮影装置を用いて調べた。その結果、相談者の足から取り出されたピアノ線のような金属片は、苦情品の左右どちらにも使用されておらず、問題は認められなかった。 なお、相談者の足から取り出された金属片の由来は不明であった。
75	幼児用サンダル	幼児用サンダルを使用中に前方に倒れかかり転倒し、右足薬指の爪が剥がれた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は小さな段差や凹凸にもひっかかり、つまづきやすいと考えられた。また、不安定なヨチヨチ歩きの場合には、やや前のめりになると考えられた。更に、苦情品を履いてサンダル内で足が滑った場合、サンダルから足先が出やすいと考えられた。しかし、苦情品を調べたところ、事故（右足薬指の爪の剥がれ）の直接の原因が、苦情品に起因するものか、転倒したときの外的要因によるものかは不明であった。
76	スリッパ	スリッパの滑り止めが効かず、木製階段を下りる際スリッパ底部が床上で滑って、右足の指の付け根を骨折した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品及び苦情同型品を調べたところ、苦情品表底の静摩擦係数は小さかったが、参考品のスリッパにも同等のものがあった。 苦情品、苦情同型品は一般的なスリッパとは異なり足首まで覆う構造ではあるが、足幅が広いため足が内部でずれやすいと考えられたが、甲を覆う部分に厚みがあり、モニターテストでは、苦情同型品は足へのフィット感が高く、参考品のスリッパよりも滑りやすいとは評価されなかった。苦情品のつま先には、4～5 cm の外側に突出している爪があり、歩行の際に爪が引っかかるおそれがあり、歩行の障害になると考えられた。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
77	スニーカー	スニーカーを購入し、半日履いたところ足がかぶれてしまった。商品に問題がないか調べてほしい。	揮発性成分及び溶媒抽出物を分析した結果、皮膚刺激性、もしくはアレルギーの報告のある成分が検出された。なお、アレルギーの原因物質の確認には、患者本人によるパッチテストが必要である。
78	バッグ	バッグの生地が半日使用しただけで破損した。商品に問題ないか調べてほしい。	苦情品に使用された硫化染料が残存し、その硫黄分が酸化して硫酸が生成して表地の綿繊維を脆化させたことが原因と考えられた。
79	子ども用傘	2 カ月前に購入した子ども用傘の取っ手を小学生が回していたところ、中棒が折れた。危険なので商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、傘を開いた状態で繰り返し速く反転させたために、過度な力が加わり中棒の溝から折れたものと考えられる。中棒の曲げ強度は業界の自主基準があり、苦情同型品、参考品ともに問題がなかったが、今回のように繰り返し速く反転させると破損することがあるので、製品に注意表示を行うことが望ましい。
80	杖	杖の柄が折れて転倒しけがをした。危険なので強度が十分か調べてほしい。	苦情同型品（新品）の荷重試験及びSG認定基準に基づく強度試験の結果から、強度上、問題があるとは言えない。
81	帽子、パーカ	UV カットの帽子とパーカを購入したが、紫外線をカットしているようには思えないので、表示どおりの紫外線遮蔽率か調べてほしい。	苦情同型品（帽子）及び苦情品（パーカ）について、着用時に直射日光の当たりやすい個所の紫外線遮蔽率を測定したところ、紫外線遮蔽率は96%以上でほぼ表示（97%）どおりであった。なお、メッシュ地の部分は、生地の構造上、紫外線が遮られずにそのまま透過してしまう部分があるため、紫外線遮蔽率は他に比べて低く66%であった。
82	乳児用ミトン	口ゴム部がきつかった乳児用ミトンについて改善品が市販されているが、相変わらずきついので調べてほしい。	改善品は製品間のバラツキが大きく、相談者が問題なく使用していた参考品と着衣圧が同程度のものがあった一方で、苦情品と同様に乳児の手に圧力がかかると考えられるものもあった。
83	薬草茶	購入した薬草をブレンドして飲んでいたら、徐々に具合が悪くなった。煮出したお茶には、銀色に光るものが含まれていた。銀色に光る異物が何か調べてほしい。	煮出した薬草茶に銀色の光る異物が含まれていたとのことから、煮出す前の薬草及び相談者の申し出と同じ配合にして煮出している途中と煮出した後の液について銀色の光沢のある異物を調べたところ、いずれについても確認することができなかった。
85	血圧計	4 カ月前に血圧計を購入したが、測定した数値にバラツキがある。同型品と比較して測定値に問題がないか調べてほしい。	モニター5 名による実使用テストを行ったところ、苦情品は苦情同型品及び参考品と比較して測定結果にほとんど差がなかった。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
84	家庭用電気治療器（電位・温熱組合せ家庭用医療機器）	9 年前に購入した家庭用電気治療器を使用していたところ、布団の中にあった付属のマットから発煙し、マット、布団及び畳が焦げた。マットが焦げた原因を調べてほしい。	苦情品は長期間の使用によって通電マット内部の電熱線やシートが初期の固定位置から徐々にずれ、サーモスタットが正常に温度を検知できないような離れた位置に電熱線が集中することにより温度が異常上昇して焼損に至ったものと推察される。また、事故時は絶縁マットを使用していないことから、通電マットが損傷した場合には、十分な絶縁が保てなくなり、電位治療モードの高電圧によって放電を起こして焼損する可能性も考えられた。なお通電マットは、内部の電熱線やシートに偏りや損傷があったことから、繰り返しの屈曲や経年使用に対する耐久性などについて改善することが望ましい。
86	使い捨てコンタクトレンズ	使い捨てのコンタクトレンズを装着してすぐに痛みがあり、角膜に傷があると言われた。コンタクトレンズに問題がなかったか調べてほしい。	苦情品の製造販売者によって自主回収の公表（2010/8/19）があり、苦情品は回収対象品に該当していた。相談者はコンタクトレンズを装着した直後に眼の痛みを覚えており、事業者が公表している健康被害事例と同様の内容であることから、相談者の症状は、回収理由とされている製造助剤成分によるものと考えられた。本テストでは、医療機器の製造（輸入）承認基準に準拠してレンズの細胞毒性を調べたところ、細胞毒性は認められなかった。
87	使い捨てコンタクトレンズ	使い捨てのコンタクトレンズで右目だけ違和感が強い。商品に問題がないか調べてほしい。	流通保存液の眼刺激性試験及びレンズの外観調査を行ったところ、苦情同型品に異常は認められなかった。苦情品の添付文書には塩酸ポリヘキサニドを有効成分とする消毒剤は使用しない旨の記載があったが、相談者は塩酸ポリヘキサニドを主成分とする MPS を使用していたとのことであり、角膜障害や眼感染症のリスクが高い状態にあった可能性がある。コンタクトレンズ装用は、アレルギー疾患が誘発されやすいことが報告されていることから、レンズ以外の要因が相談者の症状の原因となった可能性も考えられた。
88	除光液	ジェルネイルを剥がすために、除光液を浸したコットンで爪を包みアルミホイルで覆っていたところ、やけどを負った。除光液がジェルネイル等と反応して発熱することがないか調べてほしい。	苦情品には、コットンに浸して爪に載せてアルミホイルで指の周囲を巻くという、アセトン配合の除光液に一般的ではない使用方法が表示されていたものの、危害発生状況の再現テストを行ったところやけどに至るような発熱は観察されず、また、文献調査を行ったところ除光液やアセトンによる化学熱傷の事例は確認できなかった。以上より、本件の危害発生の原因は不明であった。

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
89	つけ爪用接着剤	つけ爪用接着剤を使用していたら、もろくて欠けやすい爪が生えてきた。安全性に問題がないか成分を調べてほしい。	テストにより推測された苦情品の成分のうち、エチルシアノアクリレートとメチルメタクリレートはアレルギー性皮膚反応を起こすおそれがあり、トルエン、メチルメタクリレートは皮膚刺激性があるとされているが、相談者の症状との関連性は不明である。なお、つけ爪の問題点として、人工爪と自爪の間にすき間が生じると、自爪が細菌に感染し、濁りや変色、凸凹や肥厚といった変形が生じる可能性があることが知られている。
90	化粧クリーム	化粧クリームを使用した翌日、塗布した顔と手が赤くただれた。アスベストが含まれていないか調べてほしい。	苦情品にアスベストは含まれていなかった。また、苦情品には、日本語で成分等の表示が行われていなかったため、薬事法に抵触するおそれがあると考えられた。
91	化粧クリーム	化粧クリームを塗り、使用方法に従ってパックを行い就寝したところ、翌朝、顔が赤く腫れあがった。商品に問題がないか調べてほしい。	ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験（閉塞適用）を行ったところ、強い刺激性が認められ、大量に、或いは長時間使用することなどにより、皮膚に悪影響を及ぼす可能性が高いと考えられた。しかし、同梱されていたチラシには、大量に長時間ラップをして使用すると受け取られる可能性のある表現があり、問題であると考えられた。また、「色素沈着が徐々に改善！」など、化粧品の効能効果を逸脱し薬事法上問題と考えられる表現もみられた。
92	シェービングフォーム	約 1 年前に購入し、最近約 2 週間程度浴室の棚に置いていたシェービングフォームの容器が錆び、突然破裂した。苦情品が他のシェービングフォームに比べて錆びやすいか調べてほしい。	苦情品は、参考品のスチール缶と比べて錆の進行が早かったが、注意書きにあるように高温多湿で保管場所として不適切な浴室に置いたため、錆が発生し破裂したものである。
93	白髪染め	新製品の白髪染めを使用したところ、翌日頭皮や顔が腫れあがり、3 日間入院した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品と同じ箱に入っていた苦情同型品について、アレルギー性接触皮膚炎の原因となることがある酸化染料の分析を行った。その結果、商品に表示のある 3 種類の酸化染料が検出されたが、いずれの成分も医薬部外品として規定された使用時濃度上限内であった。しかし、アレルギー性接触皮膚炎は原因物質の濃度とは関係なく発症すると言われ、また、何度も接触した後に突然発症することもあることから、相談者の症状は酸化染料によるアレルギー性接触皮膚炎である可能性は否定できない。